

令和2年第5回（9月）上越市議会定例会

厚生常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第108号	上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	保育課	1～2
議案第109号	上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	保育課	3～4
議案第99号	令和2年度上越市一般会計補正予算(第5号)	国保年金課ほか	5～8
議案第100号	令和2年度上越市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	国保年金課	9
議案第103号	令和2年度上越市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	国保年金課	10

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第108号
提 出 課	保育課

上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正理由

国が保育に係る需要に対し、民間団体等による保育事業への参入を促進するため、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等に係る基準を緩和したことを受け、本市における基準を改正するもの

2 改正内容

市長は、保育の需要に対する利用調整を行うに当たって特定地域型保育の卒園児を優先的に取り扱う措置等を講じているときは、特定地域型保育事業者による卒園後の受け皿となる連携施設の確保を不要とすることができることとする。（第42条関係）

3 施行期日

公布の日

4 上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例改正案新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前
<p style="text-align: center;">（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第42条 略 2及び3 略</p> <p>4 市長は、<u>次のいずれかに該当するときは、第1項第3号</u> _____の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) <u>市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u>（追加）</p>	<p style="text-align: center;">（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第42条 略 2及び3 略</p> <p>4 市長は、<u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことと</u>することができる。</p>

改 正 案	改 正 前
<p><u>(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u>（追加）</p> <p>5 前項（第2号に該当する場合に限る。） の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げる施設（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>6～9 略</p>	<p>5 前項 _____</p> <p>の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げる施設（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>6～9 略</p>

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 0 9 号
提 出 課	保育課

上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正理由

国が保育に係る需要に対し、民間団体等による保育事業への参入を促進するため、家庭的保育事業等の運営等に係る基準を緩和したことを受け、本市における基準を改正するもの

2 改正内容

- (1) 市長は、保育の需要に対する利用調整を行うに当たって家庭的保育等の卒園児を優先的に取り扱う措置等を講じているときは、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿となる連携施設の確保を不要とすることができることとする。（第7条関係）
- (2) 保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対して、居宅訪問型保育事業者による保育の提供を可能とする。（第38条関係）

3 施行期日

公布の日

4 上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正案新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前
<p style="text-align: center;">（保育所等との連携）</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号_____の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を</p>	<p style="text-align: center;">（保育所等との連携）</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 市長は、家庭的保育事業者等による_____第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</p>

改正案	改正前
<p><u>講じているとき。</u> (追加)</p> <p>(2) <u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u> (追加)</p> <p>5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げる施設（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第38条</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p>	<p>5 前項</p> <p>の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げる施設（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第38条</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合</p> <p>_____</p> <p>_____への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p>

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第99号
提出課	国保年金課

歳出科目 (P26～P27)	3款1項5目	老人福祉費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
後期高齢者医療制度運営費	2,375,450	45,372	2,420,822

主な補正財源		主な経費	
一般財源	45,372	負担金補助及び交付金	45,372

【補正理由】

令和元年度療養給付費負担金の過年度精算分の確定に伴い、新潟県後期高齢者医療広域連合への負担金を増額するもの

【補正内容】

歳出

区分	補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	1,785,373	45,372	1,830,745

【過年度精算の概要】

療養給付費負担金は、新潟県後期高齢者医療広域連合が被保険者数及び1人当たり医療費を基に積算した見込額を納付しているため、負担額が確定したことから令和2年度に精算するもの

(1) 算出方法 ①－②＝③

- ① 令和元年度療養給付費負担金 (確定額) 1,817,725,017円
- ② 令和元年度療養給付費負担金 (納付済額) 1,772,354,000円
- ③ 令和元年度療養給付費負担金 (精算額) 45,371,017円

(2) 精算方法

新潟県後期高齢者医療広域連合からの請求に基づき10月15日(木)までに納入する。

提出課	保育課
-----	-----

歳出科目 (P26～P27)	3款2項2目	保育所運営費
----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
特別保育事業	263,446	4,028	267,474

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	1,343	負担金補助及び交付金 4,028	
県支出金	1,343		
一般財源	1,342		

【補正理由】

国の子ども・子育て支援交付金の基準額の引上げに伴い、一時預かり保育を実施する私立保育園への補助金を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	子ども・子育て支援交付金	2,133	1,343	3,476
県支出金	子ども・子育て支援交付金	2,133	1,343	3,476
一般財源		2,134	1,342	3,476
合計		6,400	4,028	10,428

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	一時預かり事業補助金	6,400	4,028	10,428

提出課	こども課
-----	------

歳出科目 (P26～P29)	3款2項5目	若竹寮運営費
----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
若竹寮管理運営費	216,309	5,181	221,490

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	5,181	工事請負費	5,181

【補正理由】

若竹寮における新型コロナウイルスの感染防止対策として、国の児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金を活用し、入所児童の生活環境の改善を図るため、部屋の簡易間仕切りの設置に要する経費を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金	0	5,181	5,181
合計		0	5,181	5,181

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
工事請負費	住居棟寮室間仕切設置工事	0	5,181	5,181
合計		0	5,181	5,181

【実施内容】

住居棟二人部屋16部屋について、簡易間仕切りを設置する。

- ・女子棟2階(8部屋)
- ・男子棟2階(8部屋)

提出課	健康づくり推進課
-----	----------

歳出科目 (P28～P29)	4款1項1目	保健衛生総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
新型コロナウイルス感染症対策費	108,875	25,500	134,375

主な補正財源		主な経費	
県支出金	25,500	報酬	14,400
		需用費	8,035
		委託料	900
		備品購入費	2,165

【補正理由】

県の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、放課後児童クラブにおける消毒液や石鹸等の感染防止物品の購入などに要する経費を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	地方創生臨時交付金	26,151	0	26,151
	子ども・子育て支援交付金	38,158	0	38,158
	学校保健特別対策事業費補助金	17,250	0	17,250
県支出金	緊急包括支援交付金	10,500	25,500	36,000
一般財源		7,089	0	7,089
合計		99,148	25,500	124,648

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
報酬	会計年度任用職員報酬	0	14,400	14,400
需用費	消耗品費	43,314	8,035	51,349
委託料	放課後児童クラブ管理運営委託料	0	900	900
備品購入費	事業用備品購入費	39,334	2,165	41,499
負担金補助 及び交付金	私立保育園等緊急包括支援補助金	10,500	0	10,500
	新型コロナウイルス感染症対策費 補助金	6,000	0	6,000
合計		99,148	25,500	124,648

【実施内容】

- (1) 放課後児童クラブに配備する消毒液、石鹸や扇風機等の感染防止物品を購入する。
- (2) 放課後児童クラブの支援員及び補助員が勤務時間外に消毒・清掃を行った場合の超過勤務手当を支給する。

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第100号
提出課	国保年金課

令和2年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要

【補正理由】

- (1) 令和元年度決算に伴い、歳入では繰越金を増額し、歳出では基金積立金を増額するもの
- (2) 歳入歳出の収支の均衡を図るために財政調整基金繰入金を減額するもの

【補正内容】

(歳入)

単位：千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
6	繰入金	1,457,183	△46,837	1,410,346
	国民健康保険財政調整基金繰入金	219,212	△46,837	172,375
7	繰越金	89,558	93,675	183,233
	純繰越金	89,558	93,675	183,233

(歳出)

単位：千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
6	基金積立金	44,779	46,838	91,617

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第103号
提出課	国保年金課

令和2年度上越市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要

【補正理由】

令和元年度決算に伴い、新潟県後期高齢者医療広域連合に納付する負担金が確定したことから、歳入において繰越金を増額するとともに、歳出において後期高齢者医療広域連合納付金を増額するもの

【補正内容】

(歳入)

単位：千円

款	区分	補正前	補正額	補正後
4	繰越金	1	1,919	1,920

(歳出)

単位：千円

款	区分	補正前	補正額	補正後
2	後期高齢者医療広域連合納付金	2,169,846	1,919	2,171,765